

人権教育・啓発

阿南市における人権教育および人権啓発に係る調査および研究に関する活動費補助金について

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のために行う人権教育・啓発に係る調査・研究活動に対し補助をするにより、市民が自ら学び、差別をなくす実践につながることを目的とします。
申請期間 4月2日(月)～5月

1日(火)
補助金の交付対象、申請方法、補助対象経費、補助金額等についてはお問い合わせください。

第1回阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 4月24日(火) 午後2時～3時30分

場所 文化会館1階 視聴覚室
演題 「それぞれの子どもたちへの思いをつなげたい」

講師 柳島隣保館 職員 加美美紀さん
※手話通訳あり

※託児あり(10カ月から8歳まで。4月16日(月)までに要申込み)
問い合わせは 人権・男女参画課(☎22-3094)へ

税務課からのお知らせ

固定資産縦覧帳簿(土地・家屋)の縦覧

平成30年度の固定資産の価格(評価額)を次のとおり縦覧に供します。
期間 4月2日(月)～5月1日(火)(土、日、祝日は除く)

午前9時～午後5時

場所 市役所1階 税務課固定資産税係

縦覧できる方 固定資産税の納税者や代理人

持参物 本人確認ができる公的証明書(免許証、保険証等)と印鑑。代理人の場合は委任状も必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、名寄帳(ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても縦覧期間中は手数料が無料となります。

平成30年度は評価替えの年です
納税通知書は4月に発送します。第1期納期限は5月1日(火)です。

平成30年度固定資産評価証明書等の発行予定日

▼固定資産評価証明書 4月2日(月)～4月6日(金)▼固定資産公課証明書 4月6日(金)▼

平成30年度固定資産評価証明書等の発行予定日

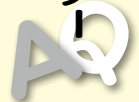
▼固定資産評価証明書 4月2日(月)～4月6日(金)▼

▼固定資産公課証明書 4月6日(金)▼

※証明書申請時に本人確認を実施しますので、公的証明書(免許証、保険証等)をご持参ください。

問い合わせは 税務課庶務係(☎22-1114)へ

年金相談コーナー



Q 20歳の学生ですが、収入がないので、国民年金の保険料を支払うことができますか。どうしたらよいのでしょうか。

A 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生の方で、納められないからといってそのままにしておくと、将来年金を受給できなくなる恐れがありますので、納付が難しい場合は学生納付特例を申請してください。申請には、年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が手続きされる場合は委任状が必要です。

また、学生納付特例が一度承認されると翌年度以降、在学期間中は毎年4月頃に、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

問い合わせは 保険年金課(☎22-1118)へ

行財政改革懇話会「公募委員」を募集!

市では、行財政改革に広く市民の皆さんの意見を反映させ、簡素で効率的な行政運営を進めるため、阿南市行財政改革懇話会(公募による委員と行財政改革に関し識見を有する委員で構成)を設置しています。懇話会に出席して、市の行財政改革に関する重要事項を調査審議していただく委員を募集します。

- 応募資格 次の各号すべてに該当する方
- ① 市内在住の20歳以上の方(平成30年4月1日現在)
 - ② 市の行財政改革の推進について関心のある方
 - ③ 平日に開催する会議(年1回予定)に出席できる方
 - ④ 市が設置した他の審議会等の委員でない方
 - ⑤ 国・地方公共団体の議員および常勤公務員でない方
- 募集人員 1人
任期 委嘱の日(平成30年6月予定)から約2年間
応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、「行財政改革についての考え方および応募の動機」(様式自由、1,000字程度)を添付の上、企画政策課に提出してください。
※応募用紙は、企画政策課窓口および住民センター、公民館に設置しているほか、市ホームページからダウンロードしていただけます。
※郵送、ファクス、電子メールでの提出可。
※応募にかかる費用は個人負担となります。
- 選考方法 応募書類により審査します。なお、審査の結果、候補者が多数となった場合は、抽選により決定します。
- 募集期間 4月2日(月)～27日(金)
※当日消印有効。土、日曜日の窓口受付はしていません。

応募先・問い合わせは

〒774-8501 富岡町トノ町12番地3
企画政策課(☎22-3429・FAX22-6772)へ
e-mail:kikaku@anan.i-tokushima.jp

住宅の耐震化支援

本市は、住宅の耐震化を積極的に進めています。

住み替え支援事業

対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断を受け、評点が0・7未満と判定された住宅を建て替えまたは他所へ住み替えるために住宅の全てを売却する工事

補助金額 補助対象経費の5分の2（上限30万円）

予定戸数等 予定戸数10戸で受付は先着順とし、予定戸数に達し次第終了します。

受付期間 4月2日(月)～

問い合わせは 住宅・建築課 (☎22-3431)へ

役立ててみませんか「らなわとじへいり基金」

助成対象

▼市の活性化および地域の振興につながる営利を目的としない市民の自発的な活動（地域イベント・文化活動・スポーツ行事等）を行う団体への助成

▼海外視察研修（本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実

平成30年度小型合併処理浄化槽補助金申請の受付がはじまります

対象 市内において、10人槽以下の小型合併処理浄化槽を住居用に設置する方で、平成31年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方。（ただし、すでに着工されている方ならびに下水道法第4条第1項の事業計画に定めた区域、阿南市伊島地区コミュニティ・プラント事業区域、阿南市春日野地域下水道条例第4条に規定する区域、阿南市西春日野生活排水処理施設条例第4条に規定する区域、阿南市パストラルゆたか野団地生活排水処理施設条例第4条に規定する区域および阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例第4条に規定する処理区域は除きます。なお、対象区域は、環境保全課で確認できます）

補助金額 補助金の額は、国の浄化槽設置整備事業補助金基準額に基づき別に定めています。

【参考】平成29年度実績

▼5人槽／33万2千円

▼6～7人槽／41万4千円

▼8～10人槽／54万8千円

申請期間 4月2日(月)～11月

申請方法および交付の決定

実践につながる考えられる方）助成を希望される方は、定住促進課備え付けの申請書に必要事項を記入の上、6月29日(金)までに提出してください。助成の選考と金額など詳細は基金運営委員会の審議を経て決定します。

問い合わせは 定住促進課 (☎22-7404)へ

平成30年度住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金申請を受付

住宅用太陽光発電システムを導入する方に対して補助金を交付します。申請方法等くわしくは、市ホームページをご覧ください。

金額 1件につき5万円

募集件数 100件

※募集件数に達した時点で受付を終了します。

募集期間 4月2日(月)～11月30日(金)

※郵送による応募は受付できません。

※店舗兼住宅、アパート・マンション等の集合住宅は対象外です。

問い合わせは 環境保全課 (☎22-3413)へ

30日(金)（土、日、祝日は除く）午前8時30分～午後5時15分

交付者の決定 申請順に予算の範囲で決定します。

申請方法 補助金交付申請書（環境保全課備え付け）に必要書類を添付の上、浄化槽設置工事が始まる日の8日前（原則）までに提出してください。

必要書類

- ① 浄化槽設置届出書または浄化槽設置に関する計画書の写し
- ② 設置場所の案内図
- ③ 浄化槽設置費の見積書の写し
- ④ 浄化槽の構造図
- ⑤ 浄化槽の配置配管図
- ⑥ 住宅等を借りている方は、賃貸人の承諾書
- ⑦ 登録証の写しおよび登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧ 浄化槽設備士免状または小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会受講証の写し
- ⑨ 機能保証制度に基づく保証登録証の写し
- ⑩ 浄化槽法第7条および第11条検査手数料払込証明書
- ⑪ 補助金交付申請者本人の最新の納税証明書（市区町村が発行するもの）

申請先・問い合わせは 環境保全課 (☎22-3413)へ

水道課からのお知らせ

💧水道料金等に関する業務の民間委託

本市では、サービスの向上と経営の効率化を図るため、4月1日から、第3期目として、水道料金等に関する業務を民間の専門業者に委託をします。

委託する主な業務

- 水道料金お客様センター窓口・電話での水道の使用開始や使用中止届出等の受付業務
- 水道メーターの検針業務
- 水道料金等の調定・更正業務
- 水道料金等の料金請求および収納業務
- 水道料金等の還付・充当業務
- 督促状、催告書等の作成・発送および滞納整理業務
- 水道の開閉栓業務
- 量水器管理等業務
- 下水道使用料関連業務

委託する期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日

水道料金お客様センターのサービス内容

- ◎営業時間は月曜日から金曜日までの8:30～17:15となります。
- ◎電話、インターネットによる開閉栓の受付を行います。市のホームページから申込みできます。

水道料金徴収等業務受託者

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 市役所2階 水道課内
※土、日曜日、祝日、年末年始は休業とさせていただきます。

💧給水管の凍結による減免について

水道部では、平成30年1月から2月にかけて気温の急激な低下により、凍結による露出給水管からの漏水と認められる場合に限り、減免対象とすることに決定しました。

減免対象範囲等

平成30年1月分、2月分、3月分の水道料金。
※凍結漏水による水道料金を減額する期間は、原則として1カ月分です。

申請手続き

給水管の修理等を完了後、水道料金減免申請書（凍結漏水用）をご提出ください。
※水道料金減免申請書（凍結漏水用）は、水道料金お客様センターに備えています。
提出先 水道料金お客様センター

💧水道メーターの交換

交換する際は、各戸に事前に通知します。
交換予定地区 宝田町、上中町、長生町、大野地区、山口町、桑野町、内原町、才見町、中林町、見能林町、大湯町、津乃峰町、新野町、福井町、椿町、椿泊町、橘町、羽ノ浦町
交換予定期間 5月～平成31年2月

💧水道料金の納期内納付にご協力ください

水道事業は市民の皆さまからの水道料金で運営しています。

💧節水にご協力ください

水は日常生活に欠かすことのできない限りある資源です。

問い合わせは 水道料金お客様センター（水道課内☎22-0587）へ

【後期高齢者医療制度】保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成30年度および平成31年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。また、制度の見直しや政令改正により、保険料の上限額や被保険者均等割額・所得割額の軽減を改定しています。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額 52,913円（被保険者全員が等しく負担） **所得割率 10.34%**（被保険者が所得に応じて負担）

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

保険料 = 被保険者均等割額52,913円 + {(総所得金額等－33万円) × 所得割率10.34%}

平成30年度から保険料の年額の上限は57万円から62万円になります。

●保険料の軽減…所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、平成30年度は次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減 **被用者保険の被扶養者であった場合の軽減**

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

【軽減対象の拡充】 下表「世帯の所得額の合計」欄中軽減割合5割について 27万円 → 27万5,000円
軽減割合2割について 49万円 → 50万円

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（27万5,000円×被保険者数）以下	5割
33万円+（50万円×被保険者数）以下	2割

問い合わせは 保険年金課(☎22-8064)または徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課(☎088-677-3666)へ

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者となっていた方が対象となります。

ただし、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

【均等割額の軽減割合】 7割軽減 → 5割軽減

均等割額	所得割額
5割軽減	負担なし

所得割額の軽減廃止

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されていましたが、制度の見直しにより平成30年度から廃止されます。

【所得割額の軽減割合】 2割軽減 → 軽減なし

勤労青少年ホーム ハーバリウム作り 短期講座受講者募集

オイルの入ったガラス瓶にドライフラワー・プリザーブドフラワーを入れてインテリアとして飾ります。
日時 5月12日(出) 10:30~
場所 勤労青少年ホーム2階 集会室
定員 10人
対象 市内に居住または職場を有する35歳までの勤労青少年(学生を除く)
参加費 500円
 ※当ホーム未登録者は、利用者協議会費1,000円(年会費)が必要
講師 榎本貴美由さん
申込締切日 5月2日(出)
申込み・問い合わせは
 勤労青少年ホーム(☎42-4572)へ
 ※受付時間は平日13:00~20:00

パートナーシップセミナー 男性料理教室(前期) 参加者募集

男女が共にいきいきと生活できる男女共同参画社会を実現するためには、まず家庭から。男性の皆さん、簡単な料理から楽しく学んでみませんか。
日時 5月8日(出)、22日(出)、6月5日(出)、26日(出)、7月10日(出) 10:00~13:00
場所 ひまわり会館3階 グルメルーム
募集定員 先着30人
参加費 1回500円(材料費として当日集金)
申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、電話、ファクスまたははがきでお申し込みください。
申込期間 4月2日(出)~13日(出) (当日消印有効)
 ※いただいた個人情報は目的以外に使用しません。
申込み・問い合わせは
 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 男女共同参画室
 (☎22-7401・FAX22-4785)へ

不動産の無料相談会

適正な地価形成や地価情報の普及等のため「不動産鑑定士による不動産の価格に関する無料相談会」を開催します。
日時 4月5日(出) 10:00~16:00
場所 阿南市商工業振興センター1階 産業開発室
問い合わせは 徳島県不動産鑑定士協会(☎088-623-7244)または企画政策課(☎22-3429)へ

あなんテレワーク推進センター イベント情報!

女性の活躍推進に向けて「あなんテレワーク推進センター」では毎月楽しいイベントを開催しています。ぜひご参加ください!



日程
 ▶4月11日(出) パソコン・インターネットの基礎を学ぼう
 ▶4月27日(出) Googleの便利な機能を学ぼう
時間 10:30~12:00(1時間30分)
対象・定員 市内在住の女性、各8人程度
場所 あなんテレワーク推進センター(牛岐城趾公園管理事務所2階)
 ※お車でお越しの際は、市役所駐車場をご利用ください。
持参物 パソコン(2台までレンタルパソコンがあります)
参加費 無料
申込方法 電話、ファクスまたはメールで、氏名、年齢、電話番号、希望日、お子さま連れの場合はお子さまの年齢、レンタルパソコンが必要な方はその旨をご記入の上、お申し込みください。
問い合わせは あなんテレワーク推進センター(テレワークひろば)(☎・FAX24-8009)へ e-mail:anan@child-rin-tokushima.com
 ※開館日は月、水、金曜日(祝日は除く)10:00~15:00

~あなんの女性の新しい働き方へ~ ワークショップ参加者募集

子育て・介護で外に出ていけない。そんな風に悩んでいる方、時間や場所にとらわれないテレワークという働き方をご存知ですか。阿南市では女性活躍を支援するため、「あなんテレワーク推進センター」を昨年6月にオープンし、10月には10人の女性テレワーカーを養成、既に在宅ワークで活躍されています。ワークショップでは、在宅での仕事の始め方や女性テレワーカーの体験談を聞くこともでき、テレワークについての悩みや質問にもお答えします。お子さま連れ、幅広い年代の方、大歓迎です。気兼ねなくみんなでワイワイ話しませんか。



日時 4月20日(出) 10:00~12:00
場所 あなんテレワーク推進センター(牛岐城趾公園管理事務所2階)
 ※お車でお越しの際は、市役所駐車場をご利用ください。
対象 市内在住の女性
定員 10人(先着順)
参加費 無料
申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号、お子さま連れの場合はお子さまの年齢を記入の上、電話またはファクスでお申し込みください。
申込締切日 4月17日(出)
 ※いただいた個人情報は目的以外に使用しません。
申込み・問い合わせは
 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 男女共同参画室(☎22-7401・FAX22-4785)へ

徳島県よろず支援拠点 県南部サテライト相談所のご案内

「徳島県よろず支援拠点」は、経済産業省・中小企業庁の事業により、各都道府県に1カ所ずつ設置された経営相談所です。中小企業・小規模事業者の皆さまの起業からIT活用、販路相談、施策活用などのさまざまな経営相談を承っております。経営上のご相談があるときは、お気軽にご連絡ください。
日時 4月11日(出)、5月9日(出)、6月13日(出) 10:00~16:00
 ※毎月第2水曜日に開催
場所 南部総合県民局阿南庁舎3階 協議室
問い合わせは 徳島県よろず支援拠点(☎088-654-0103)または商工観光労政課(☎22-3290)へ

空き家・空土地 有効活用相談会のお知らせ

宅地建物取引士等による無料相談会を開催します。空き家・空土地に関して、相談してみたいとお考えの方は、ぜひこの機会をご活用ください。
日時 4月10日(出) 10:00~16:00
 ※毎月第2火曜日に開催
場所 市役所1階 多目的スペース(正面玄関入ってすぐ右)
問い合わせは 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部(☎23-6362)または住宅・建築課(☎22-3431)へ

南阿波(阿南・那賀・美波・牟岐・海陽)定住自立圏連携事業

第42回(平成30年度)成人大学受講生募集

講座内容・日程 別表の予定(未定は現在調整中) **定員** 130人
 ※定員以上の場合は抽選を行い、開講通知の案内をもって当選案内とさせていただきます。
受講資格 学習意欲のある人 **受講料** 年間1,500円(料理教室、現地研修などは実費負担があります)
受講場所 ひまわり会館ほか
申込方法 はがきに住所、氏名、フリガナ、電話番号、携帯電話番号を記入の上、4月16日(出)までに生涯学習課へ送付してください。なお、電話での受付はいたしません。
申込み・問い合わせは 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 生涯学習課(☎22-3391)へ

平成30年度 阿南市成人大学講座実施計画

日 時	テーマ	場 所	内 容	講 師
5月19日(出) 15:00~	◇開講式 第1回講座	ひまわり会館 ふれあいホール	未定	(株)メディアドゥ 社長 藤田恭嗣さん
5月26日(出) 8:30~10:00	第2回講座 ボランティア	未定	環境美化活動	
6月9日(出) 10:30~	第3回講座 歴史	ひまわり会館	阿南と古事記	阿波古事記研究会 副会長 三村隆範さん
6月23日(出) 15:00~	第4回講座 防災	富岡公民館	避難所開設時の訓練	阿南市危機管理課 危機管理監
7月7日(出) 15:00~	第5回講座 天文	ひまわり会館 ふれあいホール	JAXA講演会	JAXA講師
7月23日(出)~26日(出) 18:00~20:00	選択講座 情報	富岡公民館 OA室	パソコン実技	上田泰生さん 古住勝美さん ほか
9月下旬	選択講座 現地研修	美波町	防災学習 薬王寺	
10月14日(出)	選択講座 現地研修	岡山方面	閑谷学校、 備前長船刀剣博物館	
11月13日(出)	選択講座 現地研修	那賀町	ドローン学習 太龍寺	
11月24日(出) 10:00~14:00~	選択講座 健康	ひまわり会館 グルメルーム	健康食	食生活推進委員 井村玉恵さん
12月9日(出) 9:00~	第6回講座 人権フェスティバル参加	文化会館 夢ホール	未定	未定
1月26日(出) 13:30~	第7回講座 生涯学習推進大会参加	ひまわり会館	未定	未定
2月17日(出) 15:00~	第8回講座 人権◇閉講式	ひまわり会館 ふれあいホール	発達障害に関する 理解	総合教育センター 指導主事 大久保秀明さん
10月上旬~2月上旬 平日午前	出張講座	那賀町、美波町 牟岐町、海陽町	調理	未定

「パークアドプト」 参加団体募集！

阿南市では、平成30年度からボランティアによる公園の美化活動を行う「パークアドプト事業」に参加していただける団体を募集しています。パークアドプト事業とは、公園の一定区画を、市民が愛情をもって清掃等の美化活動を行うことにより、地域に対する愛着心、公園への美化・愛護に対する市民意識の高揚を図ることを目的とし、市と市民の協働によるまちづくりを推進するものです。

参加要件は、自治会等の住民団体、企業またはその従業員、小学生・中学生・高校生等で構成された5人以上の団体となります。

くわしくは市ホームページをご覧くださいか、公園緑地課までお問い合わせください。

問い合わせは 公園緑地課 (☎22-9293) へ

阿南市公共下水道・ 春日野処理区の 地元説明会について

羽ノ浦町春日野地区の約32haにおいて、公共下水道に関する地元説明会を開催します。

日時 4月26日(木) 19:00～

場所 勤労女性センター1階 講習室

対象者 羽ノ浦町春日野団地在住の方、羽ノ浦町宮倉橋ノ本および羽ノ浦町宮倉高田在住の方

問い合わせは 環境保全課 (☎22-3413) へ

手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障がいがある方の社会参加促進を目的に、コミュニケーションを円滑に行えるよう支援するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

対象 市内在住の方でこれまでに受講されていない方

日時 5月8日(火)～10月9日(火)の毎週火曜日 19:00～20:40

場所 ひまわり会館 21世紀室

内容 入門課程講習(講義3回・実技19回)

受講料 無料(テキスト代は必要)

募集人数 40人(申込順)

申込方法 電話または福祉課窓口にて4月27日(金)までにお申し込みください。

申込み・問い合わせは 福祉課 (☎22-1592) へ

宝くじ助成事業で備品を整備

平成29年度コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)により、桑野地域振興協議会がテント・机等を整備しました。地域行事・野外での活動拠点としての利用等により、地域の結びつきや地域コミュニティ活動の一層の充実・発展を図ります。

桑野公民館

※このコミュニティ助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源として実施しています。



美しいあなを求めて ～下水道～

連載33

公共下水道供用開始区域が4月1日から広がります

公共下水道を使用できる区域(供用開始区域)に該当する方は、お早めに下水道に接続してください。接続工事は、必ず排水設備指定工事店(市ホームページ掲載)に依頼してください。

一定期間内に下水道へ接続される方(新築を除く)には、助成金制度を設けています。

また、平成30年度供用開始区域の土地について、受益者負担金の徴収猶予を受けられている方は、未供用による猶予が取消しとなり、8月から徴収開始となりますのでご確認ください。なお、平成29年8月以降、土地の売買や相続等により受益者が変更になっている場合は、下水道課までご連絡ください。

問い合わせは 下水道課 (☎22-1796) へ

